

HEALTHCARE NEWSLETTER

2022年8月号 (Vol.22)

医療法人の事業承継

I. はじめに

II. 医療法人制度の概要

III. 医療法人の事業承継の手法・留意点

IV. おわりに

森・濱田松本法律事務所

弁護士 堀尾 貴将

TEL. 03 6266 8781

takamasa.horio@mhm-global.com

弁護士 坂尻 健輔

TEL. 03 6213 8108

kensuke.sakajiri@mhm-global.com

I. はじめに

近時、医療機関経営者の高齢化が進んでおり、医療法人の事業承継を検討する医療機関経営者が増えています。また、医療機関の事業の継続は通院・入院する患者にとって重要であり、地域の医療提供体制の安定性の観点から事業承継の必要性が高いといえます。もっとも、事業承継に際して、後継者の不足という課題に直面しており、医療機関経営者の血縁者への事業承継が困難となっている問題も生じています。

このような課題を踏まえ、近時、医療法人グループのほか、医療法人ではない通常の事業会社やプライベート・エクイティ・ファンド等に対して医療法人の事業承継を行うケースが増加しています。このような事業承継にあたっては、医療法人特有の法制度やその手法について十分に理解を深めておく必要があることから、本ニュースレターにおいてそれらを概説します。

II. 医療法人制度の概要

1. 医療法人の分類

まず、医療法人は財団法人と社団法人に大別され、本邦において存在する医療法人の99%以上¹は社団法人です。

社団法人医療法人には、出資持分あり医療法人と出資持分なし医療法人とが存在しますが、このうち出資持分あり医療法人は現在の医療法では設立が認められていないため、出資持分あり医療法人は2007年3月31日以前に設立された医療法人に限定されています²。なお、医療法人の出資持分は、株式会社における株式とは異なり、配当等を受ける権利が付随されておらず、また、社員総会における議決権も出資持分の個数に左右されることはありません。そのため、出資持分権者は、医療法人の清算時に、その出資額に応じて残余財産分配請求権を受ける地位を有するにとどまります。

¹ 2022年3月31日時点（「種類別医療法人数の年次推移」厚生労働省）。

² なお、前掲1の資料によれば、社団法人医療法人56,774法人のうち、37,490法人が出資持分あり医療法人とされています。

HEALTHCARE NEWSLETTER

また、出資持分なし医療法人は、基金制度を採用する医療法人とこれを採用していない医療法人とに分かれます。

2. 医療法人と株式会社の機関の異同

医療法人における各機関の概要は、基本的には一般社団法人と類似しており、株式会社の機関との異同については以下のとおりとなります。

株式会社	社団型医療法人	財団型医療法人
取締役	理事	理事
代表取締役	理事長	理事長
監査役	監事	監事
株主総会	社員総会	評議員会
株主	社員	評議員
定款	定款	寄附行為

3. 医療法人の非営利性

医療法人と株式会社の最大の違いは、医療法人には非営利性が求められている点にあります。具体的には、医療法 7 条 6 項において、「営利を目的として、病院、診療所又は助産所を開設しようとする者に対しては、第四項の規定にかかわらず、第一項の許可を与えないことができる。」と定められています。

また、医療法 54 条において、「医療法人は、剰余金の配当をしてはならない。」として、剰余金の配当禁止の原則が定められています。

さらに、「医療法人の役員と営利法人の役職員の兼務について」（平成 5 年 2 月 3 日総第 5 号・指第 9 号（平成 24 年 3 月 30 日医政総発 0330 第 4 号・医政指発 0330 第 4 号により改正））において、一定の例外要件に該当する場合を除き、医療法人の役員と営利法人の役職員の兼務の禁止が定められています。

したがって、医療法人の事業承継に際しては、その非営利性が強く要請されている点を踏まえて検討を進めていくことが必要となります。

Ⅲ. 医療法人の事業承継の手法・留意点

1. 医療法人の事業承継の手法

医療法人の事業承継の手法としては、①事業譲渡の方法による方法、②社員を交代する方法（出資持分あり医療法人の事業承継の場合には合わせて出資持分を取得する方法）、③合併・分割による方法が存在します。

それぞれの手法のメリット・デメリットは以下のとおりです。

HEALTHCARE NEWSLETTER

	事業譲渡	社員の交代 (+出資持分の取得)	合併・分割
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 偶発債務の遮断が可能 ✓ 事業の一部分のみ、特定のクリニックのみ等の承継が可能 ✓ 財団医療法人からの承継も可能 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 許認可の再取得等が不要 ✓ 債権者・従業員等の個別承諾は不要 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 債権者・従業員等の個別承諾は不要（但し、債権者保護手続や従業員の承継に関する手続は必要）
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 病院の廃止届、新規の開設許可等が必要 ✓ 債権者・従業員等の個別承諾が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 偶発債務の遮断ができない 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 開設許可の変更が必要 ✓ 合併・分割に際して医療審議会の意見聴取手続等が必要となり、スケジュールが長期化

また、上記に加え、医療法人の関連法人（いわゆる MS 法人）が存在する場合には、当該 MS 法人の取扱いについても検討する必要がある、MS 法人の株式を取得する方法のほか、MS 法人と事業承継の主体となる法人との間で組織再編（合併等）や事業譲渡を行うことも考えられます。

2. 事業承継後のガバナンス体制の検討

上記のとおり、医療法人の役員と営利法人の役職員の兼務の禁止が定められていることから、原則として、営利法人等が事業承継を行う場合には、当該営利法人等の役員は、医療法人の役員を兼務することができません。そこで、営利法人等の役員でない外部人材を医療法人の役員として選定することを検討する必要がある、適切な外部人材が存在するか否かを検討することが必要となります。

また、医療法人の理事長は原則として医師でなければならないとされています。また、当該医療法人が複数の診療施設・病院等を運営している場合には各診療施設・病院等の代表者が医療法人の役員とならなければならないとされていることから、どのような者を理事長とするか、また、各診療施設・病院等の代表とするか（既存の役員体制を維持したうえで、どの程度の人員を事業承継者側が指名する者とする必要があるか）ということも併せて検討する必要が生じます。

3. 出資持分の譲受主体

事業承継の対象となる医療法人が出資持分あり医療法人である場合には、その出資持分の譲受主体についても検討する必要があります。

この点に関し、「医療法人に対する出資又は寄附について」（平成 3 年 1 月 17 日）

HEALTHCARE NEWSLETTER

(指第1号)(東京弁護士会会長あて厚生省健康政策局指導課長回答)のとおり、株式会社等の営利法人が出資持分を取得することは否定されないため、営利法人が自ら又は特別目的会社を設立して持分を取得することができます。

4. 事業承継対価の支払方法

上記のとおり、医療法人においては、剰余金の配当が禁止されていることから、医療法人が順調に事業を行った場合、基本的には内部留保が増えていくこととなります。そのため、事業承継対価の支払方法として、出資持分の譲渡代金(出資持分あり医療法人の場合)や基金返還請求権に相当する代金(基金制度を採用する医療法人の場合)のみを支払うのではなく、退職金の支払を組み合わせることが考えられます。

もっとも、退職金の支払に際しては、税務上相当な退職金といえるかについて検討する必要があるほか、高額な退職金を支払う場合には剰余金の配当類似の行為とみなされる可能性もあるため、適切と考えられる退職金の額を支払う必要がある点に留意する必要があります。

5. デュー・ディリジェンスにおける留意点

医療法人の事業承継に際しては、通常のデュー・ディリジェンスにおける留意点に加え、以下のような点についても留意する必要があります。

項目	留意点
組織・ガバナンス面	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 理事会の開催頻度、社員総会の実開催の有無等 ✓ 役員兼務の原則禁止の遵守状況の確認 ✓ 利益相反規制の遵守状況(医療法46条の4第6項) ✓ 関連医療法人等との取引の有無及び内容(対価の適切性) ✓ 関連当事者との取引の有無及び内容 ✓ 社員の変遷(入社についての選任決議がなされているか等)
医療法人の業務規制	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 業務範囲規制 ✓ 広告規制 ✓ 保有資産について、非営利性の観点からの問題の有無 ✓ 診療報酬の不正請求の有無 ✓ 施設基準の充足性(病床数等)
人事労務	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 夜勤(宿日直勤務) ✓ オンコール対応 ✓ 医師の時間外労働

HEALTHCARE NEWSLETTER

IV. おわりに

このように、医療法人の事業承継を行う場合は、株式会社等の事業承継とは異なり、医療法制を踏まえた手法の採用や各種の検討が求められるため、関連規制についての多角的な知見が不可欠です。今後も、医療法人の事業承継のニーズは増加していくものと思われませんが、地域の医療提供体制への影響等も考慮し、適切な方法による事業承継が行われることが望まれます。

文献情報

- 本
出版社
著者
『ヘルステックの法務 Q&A [第2版]』
株式会社商事法務
浦岡 洋、岡田 淳、大室 幸子、代 宗剛、大野 志保、堀尾 貴将（編著）、末岡 晶子、久保田 修平、吉田 和央、徳田 安崇、嶋村 直登、吉田 瑞穂、奥田 亮輔、中野 進一郎、南谷 健太、兼松 勇樹、川井 悠暉、齋藤 悠輝、芝村 佳奈、本嶋 孔太郎（著）
- 論文
掲載誌
著者
「<事例でわかる ヘルスケア業界への異業種参入ポイント>第2回 ヘルスケアアプリの開発」
ビジネス法務 2022年8月号
堀尾 貴将、中野 進一郎
- 論文
掲載誌
著者
「<事例でわかる ヘルスケア業界への異業種参入ポイント>第3回 化粧品の輸入・販売」
ビジネス法務 2022年9月号
堀尾 貴将、中野 進一郎

（当事務所に関するお問い合わせ）
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhm-global.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com